

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の還付の制限)</p> <p>第8条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定に基づき前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>	<p>(授業料等の還付の制限)</p> <p>第8条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定に基づき前納した授業料並びに法第8条第1項の規定により減免された<u>授業料及び入学料</u>については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>第4条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修学が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入学選考料又は寄宿舎料を免除することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、令和2年7月1日から施行し、この条例による改正後の看護師養成所授業料等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同年4月以後の月分として納付された授業料、同月1日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者が納付した入学料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 改正後の条例附則第6項に規定する者が納付した入学選考料又は寄宿舎料で、同項の規定に基づき免除されたものに係る改正後の条例第8条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「入学料」とあるのは、「入学料並びに附則第6項の規定に基づき免除された入学選考料及び寄宿舎料」とする。